

答申第 226 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 5 月 2 日付けで諮問された職務専念義務免除等承認簿一部非公開の件(諮問第 189 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

交通安全教育指導者中央研修会のプログラムに記載された講師の氏名及び「新産業技術等指導者養成講習 教育課程」に記載された講師の氏名は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成13年3月30日付けで、平成11年度職務専念義務免除等承認簿(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第4号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

ウ 不服申立て先の教示が誤りである。

3 実施機関(教育庁管理部教職員課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
県立高等学校教員の兼業・兼職及び職務専念義務免除についての伺い等	交通安全教育指導者中央研修会の講師の氏名（以下「研修会講師氏名」という。）
	新産業技術等指導者養成講習の講師の氏名（以下「講習講師氏名」という。）
	国体等の各種競技大会への派遣依頼文及び特定の法人が作成する番組への出演依頼文に記載された発信者の氏名、電話番号、勤務先及び勤務先電話番号（以下「発信者氏名等」と総称する。）
	県立高校の学校開放事業の運営委員会委員の氏名及び役職（以下「運営委員会委員氏名等」と総称する。）
	県立学校の学校開放事業の講師の氏名（以下「学校開放事業講師氏名」という。）
	職務専念義務免除（兼職等）承認申請者の住所、生年月日及び電話番号（以下「承認申請者住所等」と総称する。）
	職務専念義務免除（兼職等）承認申請者が勤務先の団体から得る収入額（以下「承認申請者収入額」という。）
	大学入学資格検定協力者（以下「本件協力者」という。）に委嘱されている者の氏名、印影、担当科目、住所及び電話番号（以下「本件協力者氏名等」と総称する。）
教員資格認定試験専門委員（以下「本件専門委員」という。）に委嘱されている者の氏名、印影及び担当科目（以下「本件専門委員氏名等」と総称する。）	
大学入試センター試験等連絡協議会（試験問題部会）委員（以下「本件部会委員」という。）に委嘱されている者の氏名、印影及び担当科目（以下「本件部会委員氏名等」と総称する。）	

(2) 一部非公開部分について

研修会講師氏名、講習講師氏名、発信者氏名等、運営委員会委員氏名等、学校開放事業講師氏名、承認申請者住所等及び承認申請者収入額については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることから、条例第5条第1号に該当するため、非公開とした。

本件協力者氏名等、本件専門委員氏名等及び本件部会委員氏名等については、公開することにより個人が特定され、試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、委員を委嘱している団体からも委員名を非公開とするよう依頼があることから、条例第5条第4号に該当するため、非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された研修会講師氏名、講習講師氏名、発信者氏名等、運営委員会委員氏名等、学校開放事業講師氏名、承認申請者住所等及び承認申請者収入額は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの

人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

- a 交通安全教育指導者中央研修会は、交通安全教育に関し各都道府県で指導的役割を果たしている教員等を対象とし、学校における交通安全教育の充実を図るため、国等が主催し、全国的な規模で行われる公的な研修会であって、単なる内部的な研修とは認められない。そして、研修会講師氏名は、交通安全教育を普及させることを目的として講義等を行う者に係る情報である。こうしたことからすると、研修会講師氏名は、同号ただし書イに該当し、公開すべきであると解するのが相当である。
- b 新産業技術等指導者養成講習は、文部省（現文部科学省）から事業実施委託を受けて新産業技術等の指導者の養成を行うために情報処理に関する特定の財団法人が実施したものであり、全国から教員が参加している公的な講習会であることから、単なる内部的な研修とはいえない。このような講習会において講習を行う講師の氏名は、同号ただし書イに該当し、公開すべきであると解するのが相当である。
- c 国体等の各種競技大会への派遣依頼文及び特定の法人が作成する番組への出演依頼文に記載された発信者氏名等は、文書の送信先以外に一般的に公にする性格の情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。
- d 県立高校の学校開放事業の運営委員会は当該事業の実施主体であり、学校及び地域の関係者等が委員となっている。事業計画書に記載された委員のうち非公開となった者の運営委員会委員氏名等は地域の関係者等の氏名等であり、広報紙等においても掲載されておらず、慣行として公にされている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

また、同事業の講師のうち氏名が非公開となった者は、計画段階

では講師の予定者であったが実際には講義をしておらず、講座の募集を行う際にも講師の氏名は通常掲載していないとのことであるので、学校開放事業講師氏名は慣行として公にされている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しないと判断する。

e 職務専念義務免除（兼職等）承認申請書の添付書類に記載された承認申請者住所等は、慣行として公にされている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

f 職務専念義務免除（兼職等）承認を受けて勤務する勤務先の団体から得る収入額については、実施機関によれば、勤務先の団体は個々の職務別の具体的な報酬額等を公表していることはないとのことであることから、承認申請者収入額は慣行として公にされている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

（3）条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（平成14年10月22日改正前の条文の文言である。以下同じ。）は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型例を示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、本件協力者氏名等、本件専門委員氏名等及び本件部会委員氏名等について、公開することにより個人が特定され、試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、委員を委嘱している団体からも委員名を非公開とするよう依頼があることから、同号に該当すると説明している。

エ 大学入学資格検定は文部省（現文部科学省）が実施していることから、当該検定に係る事務は、同号本文の「国等の機関が行う事務又は事業」に該当する。

本件協力者の事業の内容は大学入学資格検定の問題作成業務であることから、本件協力者は、大学入学資格検定に関する機密に属する事項を知り得る立場にある。したがって、本件協力者氏名等を公開すると、外部からの不正な働きかけや圧力等により、本件協力者が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

オ 教員資格認定試験は文部省（現文部科学省）が実施していることから、当該試験に係る事務は、同号本文の「国等の機関が行う事務又は事業」に該当する。

本件専門委員の事業の内容は教員資格認定試験の問題作成業務等であることから、本件専門委員は、教員資格認定試験に関する機密に属する事項を知り得る立場にある。したがって、本件専門委員氏名等を公開すると、外部からの不正な働きかけや圧力等により、本件専門委員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

カ 大学入試センターは、平成13年4月1日に独立行政法人となる以前は、国立学校設置法第9条の3に基づき昭和52年に国の機関として設置されており、本件公開請求の時点においては国の機関であったことが認められる。したがって、大学入試センター試験に係る事務は同号本文の「国等の機関が行う事務又は事業」に該当する。

大学入試センター試験等連絡協議会（試験問題部会）は、大学入試センター試験で出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について検証し、翌年の大学入試センター試験に向けて提言を行うとともに、翌年の大学入試センター試験についての再検証を行っていることから、本件部会委員は大学入試センター試験問題の傾向等を知り得る立場にあり、大学入試センター試験に関する機密に属する事項を知り得る立場にある。したがって、本件部会委員氏名等を公開すると、外部からの不正な働きかけや圧力等により、本件部会委員が行う事務の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがあるものと認められる。

キ 以上のことから、本件協力者氏名等、本件専門委員氏名等及び本件部
会委員氏名等は、公開することにより、大学入学資格検定、教員資格認
定試験又は大学入試センター試験に係る事務に関し、「違法若しくは不
当な行為を容易に」するおそれがあると認められるので、同号に該当す
ると判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施
機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イ及びウの不服申
立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 5 月 2 日	諮問
5 月 10 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 12 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 18 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 12 月 6 日 (第 41 回部会)	審議
12 月 13 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
平成 17 年 1 月 6 日 (第 42 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)